

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、公益財団法人総合安全工学研究所（以下「本法人」という。）定款第32条の規定に基づき、役員報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い、発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 常勤役員には、(別表)役員俸給表に基づき、定例役員報酬を支給することができる。

(定例報酬の額の決定)

第4条 本法人の常勤役員の定例報酬月額、(別表)役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 役員報酬は、法令等に定めるところにより、役員報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を役員の指定した役員本人の銀行口座へ振り込むものとする。

2. 新たに役員となったものには、当該月は定例報酬月額を日割りで計算した額により支給する。
3. 役員が離職したときは、当該月の定例報酬月額を日割りで計算した額により支給する。
4. 役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の定例報酬月額の全額を支給する。
5. この規程の定めにより算出した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(報酬の支給日)

第6条 役員報酬は、毎月25日に支給する。但し、その日が休日に当たるときは前日に繰り上げ、繰り上げた日が休日に当たるときは、さらに繰り上げて支給する。

(講師及び原稿執筆謝金)

第7条 役員等が理事長よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める「公益財団法人総合安全工学研究所謝金基準」に基づき、講師謝金又は執筆謝金を支給する。

(退職慰労金)

第8条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、在職期間1年度ごとに、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を合算して得られた金額を上限として、理事長が理事会の承認を得て決定する。ただし、在職期間は当初就任日より起算して8年間を上限とする。

(費用)

第9条 本法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。なお、旅費交通費については、別に定める旅費規程に準ずる。

2. 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その額は通勤に要した交通費の実費とする。

(公表)

第10条 本法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第11条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(施行細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成28年3月1日から施行する。

別表

役員俸給表

(単位：円)

号俸	定例報酬月額
1	100, 000
2	150, 000
3	200, 000
4	250, 000
5	300, 000